

緊急事態宣言期間の再延長に伴う 施設利用及び事業・イベントに係る対応方針

令和3年9月10日
草加市新型コロナウイルス対策本部

緊急事態宣言期間が再延長されたことに伴う本市の市内公共施設の利用及び事業・イベントについては、次のとおりといたします。

1. 方針骨子

国や県の方針を踏まえ、方針骨子を以下のとおり定めます。

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、ワクチン接種など医療機関や各種関係機関と連携し、市民の皆様の「いのち」を守る施策を強化します。
- ・引き続き、市民や事業者の皆様に必要な外出・移動の自粛を呼びかけます。ただし、市民の皆様のご生活や事業活動等への影響を考慮し、感染症防止対策を徹底した上で、次の条件をもとに施設利用等を可能とします。

2. 対象期間

- ・令和3年9月13日(月)～令和3年9月30日(木)

※9月12日(日)までは、令和3年8月26日(木)開催の草加市新型コロナウイルス対策本部会議において決定された方針に基づく対応とします。

3. 対象施設及び事業・イベント

- ・市内公共施設及び学校開放施設
- ・市(委託業者を含む)が実施する事業やイベント

4. 対応内容

- ・市内公共施設及び学校開放施設の利用時間を午後8時までとします。
 - －原則、午後8時以降の時間帯を含む区分の利用は不可とします。
 - －申出により、午後8時までの利用を希望する場合は、減額等は行わないことを条件に貸出を可能とします。
 - －感染リスクの高い、次の用途での施設利用は不可とします。
カラオケ、合唱、コーラス、歌唱、入浴サービス、会食を伴う活動(バーベキュー含む)
- ・事業、イベントの開催時間を午後8時までとします。

※市内公共施設の利用及び事業、イベント実施につきましては、「草加市公共施設利用に関する新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン(令和3年4月21日改定)」に基づき、感染症対策を十分に徹底した上で行うものとします。

※緊急事態宣言が再々延長、または、本市がまん延防止等重点措置区域に再指定された場合は、国や県の方針に併せて、対象期間を自動延長いたします。
(ただし、施設運営に係る内容の見直し等の状況によっては、改めて対策本部を開催し、対応方針を決定いたします。)